



平成24年1月13日

各 位

会 社 名 株式会社ソディック
代表者名 代表取締役社長 藤原 克英
(コード番号 6143 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 古川 健一
(TEL : 045 - 942 - 3111)

会 社 名 株式会社ソディックプラステック
代表者名 代表取締役社長 藤川 操
(コード番号 6401 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役 河本 朋英
(TEL : 045 - 948 - 1405)

株式会社ソディックによる株式会社ソディックプラステックの
株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

株式会社ソディック（以下「ソディック」といいます。）及び株式会社ソディックプラステック（以下「ソディックプラステック」といいます。）は、本日開催のソディック及びソディックプラステックの取締役会において、ソディックを完全親会社とし、ソディックプラステックを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、ソディックは会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、ソディックプラステックは会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、両社とも株主総会の決議による承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換の効力発生日（平成24年3月1日（予定））に先立ち、ソディックプラステックの株式は大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）において、平成24年2月27日付けで上場廃止（最終売買日は平成24年2月24日）となる予定です。

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

ソディックは、ソディック公表の平成23年11月9日付「当社子会社である株式会社ソディックプ

ラステック普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「公開買付けの開始に関するお知らせ」といいます。)に記載のとおり、ソディックプラステックの完全子会社化を目指して、平成23年11月10日から平成23年12月22日まで、ソディックプラステックの発行済株式の全て(但し、ソディックが既に所有しているソディックプラステック株式及びソディックプラステックの自己株式を除きます。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたしました。その結果、本日現在、ソディックはソディックプラステックの普通株式30,202,500株(ソディックプラステックが平成23年11月10日に提出した第20期第2四半期報告書に記載された平成23年11月10日現在の発行済株式総数(31,758,000株)に対する所有株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下「所有割合」といいます。):95.10%)を所有しております。

「公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、ソディックはソディックプラステックをソディックの完全子会社化とすることを企図しているところ、本公開買付けによりソディックがソディックプラステックの発行済株式の全て(但し、ソディックが既に所有しているソディックプラステック株式及びソディックプラステックの自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、ソディック及びソディックプラステックは、この度、本株式交換を実施することにより、ソディックプラステックをソディックの完全子会社とすることにいたしました。

ソディックによるソディックプラステックの完全子会社化の目的につきましては、既に「公開買付けの開始に関するお知らせ」及びソディックプラステック公表の平成23年11月9日付「支配株主である株式会社ソディックによる当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」等でご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

ソディックグループ(ソディック及び連結子会社)は、ソディック及び連結子会社28社(ソディックプラステックを含みます。)で構成されており、放電加工機・マシンニングセンタ(多機能切削加工工作機械)等の開発・製造・販売を行う工作機械事業、プラスチック射出成形機等の開発・製造・販売を行う産業機械事業、プラスチック成形品等の開発・製造・販売を行う精密金型・精密成形品事業、麺製造プラント・製麺機等の食品機械の開発・製造・販売を行う食品機械事業、リニアモータ応用製品・金型生産統合システム・セラミックス製品及びその制御機器等の開発・製造・販売を行う要素技術事業、放電加工機のリースや印刷物の制作等のその他の事業で構成されており、これらの事業が有機的に結合・共生して事業の発展に寄与しております。

現在、ソディックグループは、「未来を創る」を事業コンセプトとして、CAD/CAMシステムによる製品の設計から、放電加工機・ハイスピードミーリングセンタ(リニアモータ駆動超精密小型マシンニングセンタ)による金型や部品の加工、射出成形機やプレスセンタによる成形品にいたるまで、先進的な技術でお客様の「ものづくり」に関するあらゆる工程をサポートしております。このように、「ものづくり」をトータルでサポートすることで、各工程における最新情報やノウハウを蓄積でき、お客様の「ものづくり」における技術課題に対して、つねに最適なソリューション(解

決策)をご提供できる体制を構築しております。

ソディックプラスチックは、精密射出成形機の開発・製造・販売を行う射出成形機事業を中心に、リニアモータやモーションコントローラ等のコアテクノロジーの開発・製造・販売を行うモーション関連事業、麺製造プラントやトレーサビリティシステム等食品環境応用機械の開発・製造・販売を行う食品機械関連事業を展開するソディックの連結子会社であり、平成16年12月にJASDAQへの上場を果たし、従来の技術の枠にとらわれることなく、精密射出成形機とはいかにあるべきかを追求し、他社にはない独自の技術を確立して、お客様のご要望に応えることで、ソディックグループの中核的な企業として、ソディックと協力関係を保ちながら、独自の経営戦略に基づき企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、昨今のソディックプラスチックを含むソディックグループを取り巻く経営環境は、円高の進行や世界経済の先行き不透明感の増大、それに伴う消費の低迷と大変厳しい状況にあり、また競合他社との競争も一段と激しさを増しており、この変化に対応するためには、ソディックグループ全体での経営戦略の策定と遂行、ソディックグループ内の経営資源の選択と集中等の諸施策を迅速に行うことによりソディックグループの競争力を維持・強化する必要があります。また、ソディックプラスチックの主力事業である射出成形機事業においては、新興国市場の急成長と国内のお客様の海外シフトにより、市場のグローバル化が進展しており、それに伴い地域ごとのニーズに応じた新たな製品の提供や新規の販売網の構築の必要性が生じております。

上記の市場環境の変化に対する認識に基づき、ソディックとソディックプラスチックは、平成23年9月頃から、上記の各課題を克服し、ソディックプラスチックの持続的な企業価値の向上及び将来のソディックグループの成長をより確かなものにするための諸施策について、協議・検討を重ねてまいりました。その結果、ソディックとソディックプラスチックは、ソディックがソディックプラスチックを完全子会社化し、両社の連携をより一層強化することにより、(i) ソディックプラスチックにおいては、下記①乃至③記載の製造・販売・研究開発の各分野におけるより一層の効率化と強化を図ることができるほか、ソディックと一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現及び迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となり、(ii) ソディックにおいても、ソディックプラスチックが有するモーション関連事業のリニアモータやIPMモータに関する技術・ノウハウをソディックの放電加工機やマシニングセンタ等の工作機械に柔軟に融合させることが可能となり、その結果、各種工作機械の開発を大きく加速させることが期待でき、(iii) さらには、両社にとって、ソディックグループ各社(ソディックプラスチックを除きます。)とソディックプラスチックの研究開発に関する人材や設備などのリソースを、より戦略的に配分することにより、新製品の開発コストの低減や生産性の向上を図ることが可能となる等、ソディックプラスチックを含むソディックグループ内の経営資源の最適化を図ることができる等のシナジーがあるとの共通認識に至り、最終的には、平成23年11月9日、かかるグループ体制の再構築実現の一環として、本公開買付け及び本株

式交換を通じてソディックがソディックプラスチックを完全子会社化することが最善の方策であるという結論に至りました。

- ① 製造分野においては、ソディックプラスチックは現在、射出成形機、食品機械を主に国内において製造しておりますが、ソディックの放電加工機の製造工場である海外工場を有効活用することにより、製造コストの低減や、成長市場に近いメリットを活かして、市場ニーズに合った製品をすばやく提供することが可能になります。
- ② 販売分野においては、ソディックプラスチックは、アジア圏を中心に海外でも販売網を展開しつつも、日本国内を主な市場としておりますが、ソディックのもつ米国、欧州、アジア圏における広範な販売網の利用、また、ソディックが放電加工機関連事業で長年に渡り培ってきたブランド力や信用力を活用した総合的な事業展開が可能になります。
- ③ 研究開発分野においては、ソディックプラスチックは、ソディックが強みとする形彫り放電加工機、ワイヤ放電加工機、ナノ放電加工機など各種放電加工機の開発で培った基礎技術をソディックプラスチック製品により柔軟に融合させることが可能となります。また、ソディックグループにおける重複分野の研究回避や予算配分の効率化によってコストの低減も期待できます。

ソディック及びソディックプラスチックは、ソディックによるソディックプラスチックの完全子会社化により、ソディックプラスチックを含めたソディックグループとして、更なる企業価値の向上を図り、世界中の「ものづくり」に貢献していく所存です。ソディックは、ソディックによるソディックプラスチックの完全子会社化後も、ソディックプラスチックを含めたソディックグループ内における経営資源の最適化及びそれによるソディックグループ全体の企業価値の最大化を目指し、完全親会社として、ソディックプラスチックとのコミュニケーションを一層深め、その時々における最善の施策を検討・実施してまいります。なお、完全子会社後のソディックプラスチック経営陣の処遇も含めた詳細な施策については未定ですが、グループとして一体性のある事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

| | |
|--------------------|----------------|
| 取締役会決議日（両社） | 平成24年1月13日 |
| 株式交換契約締結日（両社） | 平成24年1月13日 |
| 最終売買日（ソディックプラスチック） | 平成24年2月24日（予定） |
| 上場廃止日（ソディックプラスチック） | 平成24年2月27日（予定） |
| 株式交換の予定日（効力発生日） | 平成24年3月1日（予定） |

(注1) 本株式交換は、ソディックは会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、ソディックプラステックは会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、両社とも株主総会の決議による承認を受けずに実施される予定です。

(注2) 本株式交換の日程は、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、両社間で協議し合意の上、変更される可能性があります。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、ソディックを完全親会社とし、ソディックプラステックを完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、ソディックは会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、ソディックプラステックは会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、両社とも株主総会の決議による承認を受けずに実施される予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名 | 株式会社ソディック (株式交換完全親会社) | 株式会社ソディックプラステック (株式交換完全子会社) |
|-----------------|--------------------------|--------------------------------|
| 本株式交換に係る割当ての内容 | 1 | 0.52 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 普通株式：808,860株（予定） | |

(注1) 株式の割当比率

ソディックプラステックの普通株式1株に対して、ソディックの普通株式0.52株を割当交付します。但し、ソディックが保有するソディックプラステックの普通株式(本日現在30,202,500株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

ソディックは、本株式交換に際して、本株式交換によりソディックがソディックプラステックの発行済株式の全て(但し、ソディックが既に所有しているソディックプラステック株式及びソディックプラステックの自己株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のソディックプラステックの株主の皆様(但し、ソディックを除きます。)に対し、その所有するソディックプラステック株式に代わり、その所有するソディックプラステック株式の数の合計に0.52を乗じた数のソディック株式を交付します。

また、ソディックプラステックは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するソディックプラステックの取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全部を消却する予定です。

また、ソディックの交付する株式は、全てその所有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際してソディックが新たに株式を発行する予定はありません。

なお、ソディックの交付する株式数は、ソディックプラステックによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ソディックの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる株主の皆様においては、ソディックの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（1単元への買増し）

ソディックの単元未満株式を保有する株主の皆様が、会社法第194条第1項及び定款の定めに基づき、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の株式をソディックから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1単元未満株式の売却）

ソディックの単元未満株式を保有する株主の皆様が、会社法第192条第1項の規定に基づき、ソディックに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換により割当交付されるべきソディックの株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、ソディックは、当該端数の割当交付を受けることとなるソディックプラスチックの株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のソディックの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ソディックプラスチックは、新株予約権または新株予約権付社債を発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（1）算定の基礎

上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）については、その公正性・妥当性を確保するため、ソディック及びソディックプラスチックがそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ソディックは山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）を、ソディックプラスチックは株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング（以下「コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

山田FASは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実と結果の分析及び本公開買付けの買付価格の決定に際して行った算定において用いた株式価値算定手法を勘案した結果、ソディックについて市場株価平均法による算定、ソディックプラスチックについて市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。

具体的には、ソディックについては、ソディックが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成24年1月12日を基準日として、基準日の株価終値、過去1週間の株価終値の単純平均値、過去1ヶ月間の株価終値の単純平均値及び過去3ヶ月間の株価

終値の単純平均値)を採用して株式交換比率の算定を行いました。

ソディックプラスチックについては、ソディックプラスチックが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(平成24年1月12日を基準日として、基準日の株価終値、過去1週間の株価終値の単純平均値、過去1ヶ月間の株価終値の単純平均値及び過去3ヶ月間の株価終値の単純平均値)を、また、それに加えて、ソディックプラスチックには比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動及びキャッシュフローの獲得の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して株式交換比率の算定を行いました。各手法における算定結果は、ソディックプラスチックの普通株式1株に割り当てられるソディックの普通株式数の算定レンジを記載しております。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価平均法 | 0.45～0.54 |
| 類似会社比較法 | 0.37～0.44 |
| DCF法 | 0.48～0.63 |

山田FASは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また両社とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田FASの株式交換比率の算定は、平成24年1月12日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

一方、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングは、ソディックについては、ソディックが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用して株式交換比率の算定を行いました。ソディックプラスチックについては、ソディックプラスチックが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、ソディックプラスチックには比較可能な上場類似会社が複数存在し、株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

なお、市場株価平均法は、平成24年1月12日を基準日として、ソディックについて東京証券取引所第二部、ソディックプラスチックについてJASDAQにおける、基準日の株価終値、本公開買付けの結果の公表日の翌営業日である平成23年12月26日から基準日までの期間、過去1ヶ月間、本公開買付けの公表日の翌営業日である平成23年11月10日から基準日までの期間及び過去3ヶ月間の各取引日の終値の平均値をもとに算定いたしました。

各手法における算定の結果、ソディックプラスチックの普通株式1株に割り当てられるソディックの普通株式数の算定レンジは以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価平均法 | 0.45～0.53 |
| 類似会社比較法 | 0.26～0.33 |
| DCF法 | 0.46～0.73 |

コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその関係会社等の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。加えて、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。なお、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングが提出した株式交換比率の算定結果は、平成24年1月12日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

(2) 算定の経緯

ソディック及びソディックプラスチックは、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにソディック株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、ソディックプラスチックの株式の評価については、「公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、ソディック及びソディックプラスチックは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき合意し、両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、ソディック及びソディックプラスチックの財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合等においては、両社間で協議し合意の上、変更されることがあります。

(3) 算定機関との関係

ソディックの第三者算定機関である山田FAS及びソディックプラスチックの第三者算定機関であるコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングはいずれも、ソディック及びソディックプラスチックから独立しており、ソディック及びソディックプラスチックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成24年3月1日をもって、ソディックプラスチックはソディックの完全子会社となり、ソディックプラスチックは平成24年2月27日付で上場廃止（最終売買日は平成24年2月24日）となる予定です。上場廃止後はJASDAQにおいてソディックプラスチックの株式を取引することはできません。

なお、本株式交換の対価であるソディックの普通株式は、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますので、ソディックプラスチックの株主の皆様のうち、ソディックプラスチック株式を193株以上所有し本株式交換によりソディックの普通株式の単元株式数である100株以上のソディックの普通株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、本株式交換後についても引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、193株未満のソディックプラスチック株式を所有する株主の皆様には、ソディックの普通株式の単元株式数である100株に満たないソディックの普通株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することができませんが、ご希望により、単元未満株式の買増制度又は買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、前記2. (3) (注3)をご参照ください。

(5) 公正性を担保するための措置

ソディックは、本日現在、ソディックプラスチックの普通株式30,202,500株（所有割合：95.10%）を保有していることから、ソディック及びソディックプラスチックは、本株式交換の公正性を担保するため、上記3.(1)「算定の基礎」に記載のとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、両社は、いずれも第三者算定機関から本株式交換比率の公正性に関する評価意見（いわゆる「フェアネスオピニオン」）を取得しておりません。

（6）利益相反を回避するための措置

ソディックは、本日現在、ソディックプラスチックの普通株式30,202,500株（所有割合：95.10%）を保有していることから、ソディックプラスチックは、本株式交換に関する利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① 利害関係のない取締役及び監査役の審議による取締役会決議

ソディックプラスチック取締役のうち、ソディック取締役を兼任している古川利彦氏、鈴木正昭氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、平成24年1月13日開催のソディックプラスチック取締役会を含む本株式交換に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、ソディックとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。上記取締役会では、ソディック取締役を兼任する古川利彦氏、鈴木正昭氏を除くソディックプラスチック取締役全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本株式交換契約の締結を決議しました。また、ソディック取締役を兼任する保坂昭夫氏を除くソディックプラスチック監査役の全員が当該取締役会に参加し、いずれもソディックプラスチック取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べています。

② 独立した法律事務所からの助言

ソディックプラスチックは、本株式交換に係る審議に慎重を期し、ソディックプラスチック取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、ソディック及びソディックプラスチックから独立したリーガルアドバイザーであるシティニューワ法律事務所を選任し、本株式交換に対するソディックプラスチックの意思決定の方法・過程等に関する法的助言を得ております。

③ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場子会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

ソディックプラスチックは、平成23年10月7日、ソディックプラスチックの支配株主であるソディックと利害関係を有しない者であって、ソディックプラスチックの独立役員である社外監査役の島村和也氏に対し、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、ソディックによるソディックプラスチックの完全子会社化を目的とする本公開買付け、本株式交換等の一連の取引（以下「本取引」といいます。）に係るソディックプラスチックによる決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、平成23年11月9日付で、同氏より、本取引は、その目的が正当であり、交渉過程の手続は公正であり、取得するソディックプラスチック株式に対する対価も公正であると認められ、かつソディックプラスチックの企業価値向上に資するものであると認められる等の理由から、本取引に関するソディックプラスチックの決定がソディックプラスチックの少数株主に

とって不利益なものでないと判断する旨を内容とするソディックプラスチック取締役会宛の意見書
を取得しております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

| | 株式交換完全親会社 | 株式交換完全子会社 |
|----------------|---|--|
| (1) 名称 | 株式会社ソディック | 株式会社ソディックプラスチック |
| (2) 所在地 | 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 | 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 藤原 克英 | 代表取締役会長 鈴木 正昭 代表取締役社長 藤川 操 |
| (4) 事業内容 | 工作機械事業（放電加工機・マシンニングセンタ等の開発・製造・販売）、産業機械事業（プラスチック射出成形機等の開発・製造・販売）、精密金型・精密成形品事業（プラスチック成形品等の開発・製造・販売）、食品機械事業（麺製造プラント・製麺機等の食品機械の開発・製造・販売）、要素技術事業（リニアモータ応用製品、金型生産統合システム、セラミックス製品及びその制御機器などの開発・製造・販売）、その他（放電加工機のリースや印刷物の制作等） | 合成樹脂加工機械、工作機械及び関連機器の開発、製造、販売 食料品加工機械及び関連機器の開発、製造、販売 |
| (5) 資本金 | 20,775百万円 | 2,873百万円 |
| (6) 設立年月日 | 昭和51年8月3日 | 平成4年7月29日 |
| (7) 発行済株式数 | 53,432,510株 | 31,758,000株 |
| (8) 決算期 | 3月31日 | 3月31日 |
| (9) 従業員数 | （連結）2,793名 | （連結）497名 |
| (10) 主要取引先 | 国内外の民間企業 | 国内外の民間企業 |
| (11) 主要取引銀行 | 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社横浜銀行 | 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社横浜銀行 |
| (12) 大株主及び持株比率 | 株式会社ソディック 7.33% 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口） 2.39% 古川 利彦 2.23% 有限会社テイ・エフ 2.15% ソディック共栄持株会 1.80% 大村 日出雄 1.60% 株式会社三井住友銀行 1.59% 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口9） 1.38% 鈴木 正昭 1.35% 株式会社北陸銀行 1.31% | 株式会社ソディック 64.37% 鈴木 正昭 3.21% 古川 利彦 3.15% ソディックプラスチック栄光持株会 2.53% 大迫 健一 1.57% ソディックプラスチック従業員持株会 1.01% 藤巻 繁 0.94% 佐野 定男 0.63% 市川 剛志 0.63% 藤川 操 0.52% |

| | |
|---------------|--|
| (13) 当事会社間の関係 | |
| 資本関係 | ソディックは、本日現在、ソディックプラスチックの普通株式30,202,500株（所有割合：95.10%）を保有しております。 |
| 人的関係 | ソディックプラスチックの取締役相談役である古川利彦氏、代表取締役会長である鈴木正昭氏、監査役である保坂昭夫氏が、ソディックの取締役を兼務しております。 |
| 取引関係 | ソディックはソディックプラスチックへ射出成形機、食品機械用部材の供給及び放電加工機の販売をしております。一方、ソディックプラスチックからソディックへは放電加工機用部材及びリニアモータの販売をしております。 |
| 関連当事者への該当状況 | ソディックプラスチックは、ソディックの連結子会社であり、ソディックの関連当事者に該当します。 |

| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 | | | | | | |
|-----------------------|-------------------|--------------|--------------|-------------------------|--------------|--------------|
| 決算期 | 株式会社ソディック (連結) | | | 株式会社ソディックプラスチック (連結) | | |
| | 平成21年 3月期 | 平成22年 3月期 | 平成23年 3月期 | 平成21年 3月期 | 平成22年 3月期 | 平成23年 3月期 |
| 連結純資産 | 27,401 | 23,848 | 28,158 | 3,274 | 4,289 | 4,784 |
| 連結総資産 | 84,351 | 72,767 | 79,510 | 11,399 | 14,393 | 15,958 |
| 1株当たり 連結純資産(円) | 516.38 | 449.54 | 534.25 | 193,534.30 | 135,069.10 | 150.65 |
| 連結売上高 | 54,533 | 36,761 | 54,213 | 12,372 | 9,362 | 14,663 |
| 連結営業利益 | △2,512 | △2,688 | 5,599 | △21 | △165 | 532 |
| 連結経常利益 | △5,717 | △3,073 | 3,944 | △103 | △292 | 356 |
| 連結当期純利益 | △8,527 | △3,669 | 5,111 | △933 | △258 | 529 |
| 1株当たり連結 当期純利益(円) | △170.15 | △74.11 | 103.23 | △56,227.55 | △10,568.12 | 16.68 |
| 1株当たり 配当金(円) | 10.00 | 0.00 | 6.00 | 2,500.00 | 0.00 | 0.00 |

(注1) 平成23年9月30日現在、但し、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は百万円。但し、特記しているものを除きます。

(注3) ソディックプラスチックは、平成22年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。

(注4) 平成23年11月10日から平成23年12月22日までソディックが実施したソディックプラスチックの発行済株式の全て（但し、ソディックが既に所有しているソディックプラスチック株式及びソディックプラスチックの自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けにより、本日現在、ソディックはソディックプラスチックの普通株式30,202,500株（所有割合：95.10%）を所有しております。

5. 本株式交換後の状況

| 株式交換完全親会社 | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名称 | 株式会社ソディック |
| (2) 所在地 | 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 藤原 克英 |

| | |
|----------|---|
| (4) 事業内容 | 工作機械事業（放電加工機・マシニングセンタ等の開発・製造・販売）、産業機械事業（プラスチック射出成形機等の開発・製造・販売）、精密金型・精密成形品事業（プラスチック成形品等の開発・製造・販売）、食品機械事業（麺製造プラント・製麺機等の食品機械の開発・製造・販売）、要素技術事業（リニアモータ応用製品、金型生産統合システム、セラミックス製品及びその制御機器等の開発・製造・販売）、その他（放電加工機のリースや印刷物の制作等） |
| (5) 資本金 | 20,775百万円 |
| (6) 決算期 | 3月31日 |
| (7) 純資産 | 現時点では確定しておりません。 |
| (8) 総資産 | 現時点では確定しておりません。 |

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち、ソディックによるソディックプラスチック少数株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれんの金額に関しては、現時点では未定です。

7. 今後の見通し

ソディックプラスチックは、既にソディックの連結子会社であるため、本株式交換によるソディック及びソディックプラスチックの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

ソディックは、本日現在、ソディックプラスチックの普通株式30,202,500株（所有割合：95.10%）を保有する支配株主であり、本株式交換は、支配株主との取引等に該当します。ソディックプラスチックが平成23年7月4日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」（以下「少数株主保護指針」といいます。）に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

ソディックとソディックプラスチックは、上記3.(5)「公正性を担保するための措置」及び上記3.(6)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換に関し、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じておりますが、かかる対応は、「当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する」旨を内容とするソディックプラスチックの少数株主保護指針に適合するものと考えております。

すなわち、ソディックプラスチックは、ソディックとは別個に、ソディック及びソディックプラスチックのいずれからも独立した第三者算定期間であるコーポレート・アドバイザーズ・アカウン

ティングに対して、本株式交換の株式交換比率の算定を依頼して株式交換比率算定書を取得し、ソディック及びソディックプラステックのいずれからも独立した第三者であるシティニューワ法律事務所をソディックプラステック独自のリーガルアドバイザーとして選任し、同事務所から、本株式交換に対するソディックプラステックの意思決定の方法・過程等に関する法的助言を得ております。また、ソディックプラステックは、平成23年10月7日、ソディックプラステックの支配株主であるソディックと利害関係を有しない者であって、ソディックプラステックの独立役員である社外監査役の島村和也氏に対し、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、本取引に係るソディックプラステックによる決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、平成23年11月9日付で、同氏より、本取引は、その目的が正当であり、交渉過程の手続は公正であり、取得するソディックプラステック株式に対する対価も公正であると認められ、かつソディックプラステックの企業価値向上に資するものであると認められる等の理由から、本取引に関するソディックプラステックの決定がソディックプラステックの少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とするソディックプラステック取締役会宛の意見書を取得しております。

以 上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

ソディック (平成23年11月11日公表分)

(単位:百万円)

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 |
|----------------------|--------|--------|--------|---------|
| 当期業績予想 (平成24年3月期) | 55,000 | 5,000 | 3,000 | 2,000 |
| 前期実績 (平成23年3月期) | 54,213 | 5,599 | 3,944 | 5,111 |

ソディックプラステック (平成23年5月13日公表分)

(単位:百万円)

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 |
|----------------------|--------|--------|--------|---------|
| 当期業績予想 (平成24年3月期) | 15,500 | 780 | 660 | 380 |
| 前期実績 (平成23年3月期) | 14,663 | 532 | 356 | 529 |